

障害者支援ホーム、児童発達支援センターおよび障害保健福祉センターにおける事業について(平成32年度)

現 行		平成32年度（（仮称）港区立障害者支援ホーム南麻布は、平成32年3月開設予定）	
施設名等	事業（色つきは、利用者負担あり（1割負担））	施設名	事業（色つきは、利用者負担あり（1割負担））
		<p>《新設》 （仮称） 港区立 障害者支援 ホーム 南麻布 （南麻布四丁目）</p> <p><b>新規</b> 施設入所支援 ●夜間において、食事・入浴・排せつ等の介護等</p> <p><b>新規</b> 生活介護 ●昼間において、食事・入浴・排せつ等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等</p> <p><b>新規</b> 短期入所 ●居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、施設に短期間の入所をさせ、食事・入浴・排せつ等の介護等</p> <p><b>新規</b> 相談支援 ○基本相談支援（一般的な相談） ○地域相談支援（地域移行・地域定着） ○計画相談支援（サービス等利用計画）</p>	
発達支援センター相談室（白金一丁目）	<p>相談業務【区独自事業】 ○一般相談、○専門相談</p> <p>グループ活動【区独自事業】 ●年齢別・少人数での活動、子どもの育ちの支援、保護者同士の仲間づくり</p>	<p>《新設》 （仮称） 港区立 児童発達 支援センター （南麻布四丁目）</p> <p><b>新規</b> 児童発達支援 ●日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応のための訓練等 ○日々通所、○併用通所、○発達障害児通所、○重症心身障害児通所、○居宅訪問型</p> <p><b>新規</b> 学齢児個別支援・グループ活動（放課後等デイサービス） ●生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等</p> <p><b>新規</b> 保育所等訪問支援 ●保育所・幼稚園、小学校等に通う障害児について、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等</p>	<p>◇定員を50名から82名に増員します ◇新たに、併用通所児の枠を設けます ◇新たに、幼稚園・保育園に通園する発達障害児を対象に、午後から通うクラスを設けます</p> <p>◇就学している障害児等を対象（発達障害・知的障害児） ◇グループ活動の頻度を概ね月1回から、週1～3回にします ◇新たに、学校に就学している児童の個別指導を行います</p> <p>相談支援 ○障害児相談支援（障害児支援利用援助等） ○計画相談支援（サービス等利用計画） ○総合相談（発達相談）【区独自事業】</p>
港区立障害保健福祉センター（芝一丁目）	<p>相談支援 ○基本相談支援（一般的な相談） ○地域相談支援（地域移行・地域定着） ○計画相談支援（サービス等利用計画）</p> <p>こども療育（こども療育パオ）【区独自事業】 ○個別相談・支援、○児童発達支援 ○園訪問</p> <p>機能訓練【区独自事業】 ●在宅で障害のある学齢児や重複障害者、高次脳機能障害のある人に対して、訓練を実施</p> <p>自立訓練（機能訓練） ●身体機能及び生活能力の維持・向上を図り、自立した生活を送るための訓練を実施</p> <p>就労継続支援B型（みなとワークアクティ） ●一般企業等に就職することが難しい知的障害者に、生産活動を提供</p> <p>生活介護（工房アミ） ●昼間において、食事・入浴・排せつ等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等</p> <p>緊急一時保護・ショートステイ（レスパイト）【区独自事業】 ●介護を行っている家族等が休養等を取るために障害のある方を一時的に保護</p> <p>自立生活訓練【区独自事業】 ●家庭において日常生活を営むことに支障のある肢体不自由の方に、補助器具等を装備した居室と一部介助サービスを提供</p>	<p>法内化</p> <p>こども療育と発達支援センター相談室の事業を、児童発達支援センターへ</p> <p>法内化</p> <p>港区立障害保健福祉センター（芝一丁目）</p> <p><b>新規</b> 相談支援 ○基本相談支援（一般的な相談） ○地域相談支援（地域移行・地域定着） ○計画相談支援（サービス等利用計画） ●発達障害者相談（18歳以上を対象とした発達障害の相談）【区独自事業】</p> <p><b>新規</b> 機能訓練【区独自事業】 ●在宅で障害のある学齢児や重複障害者、高次脳機能障害のある人に対して、訓練を実施</p> <p>自立訓練（機能訓練） ●身体機能及び生活能力の維持・向上を図り、自立した生活を送るための訓練を実施</p> <p><b>新規</b> 放課後等デイサービス ●放課後等の居場所及び療育を受ける場</p> <p>◇就学している障害児等を対象（医療的ケア児、重症心身障害児）</p> <p><b>新規</b> 就労継続支援B型（みなとワークアクティ） ●一般企業等に就職することが難しい知的障害者に、生産活動を提供</p> <p><b>新規</b> 生活介護（工房アミ） ●昼間において、食事・入浴・排せつ等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等</p> <p>2階フロアへの移転及び定員の拡大</p> <p><b>新規</b> 短期入所 ●居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、施設に短期間の入所をさせ、食事・入浴・排せつ等の介護等</p>	<p>現行の「緊急一時保護・ショートステイ及び自立生活訓練【区独自事業】」を「短期入所【法内事業】」に統合</p>